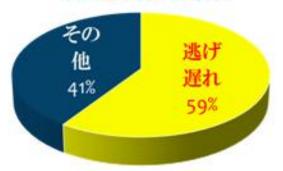
なぜ住宅用火災警報器が必要?

建物火災による死者の割合 (H21年中)

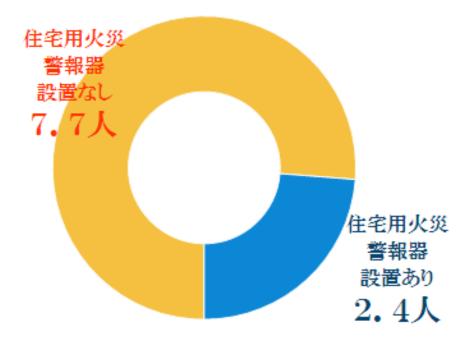
住宅 火災 89% 以外 建物火災による死者の 死亡原因(H21年中)



- ・建物火災における死者の9割が住宅火災によるもの
- ・火災による死亡原因の6割が逃げ遅れによるもの
- 火災による死者は就寝時間帯が圧倒的に多い
- ・住宅火災における死者の6割が高齢者

住宅火災100件あたりの死者数の比較

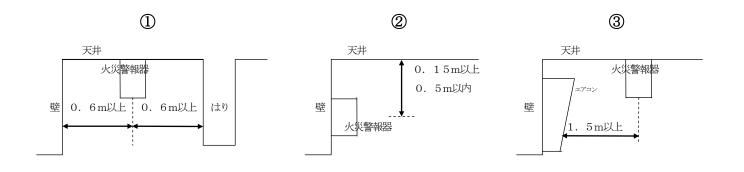
(平成18年中全国)





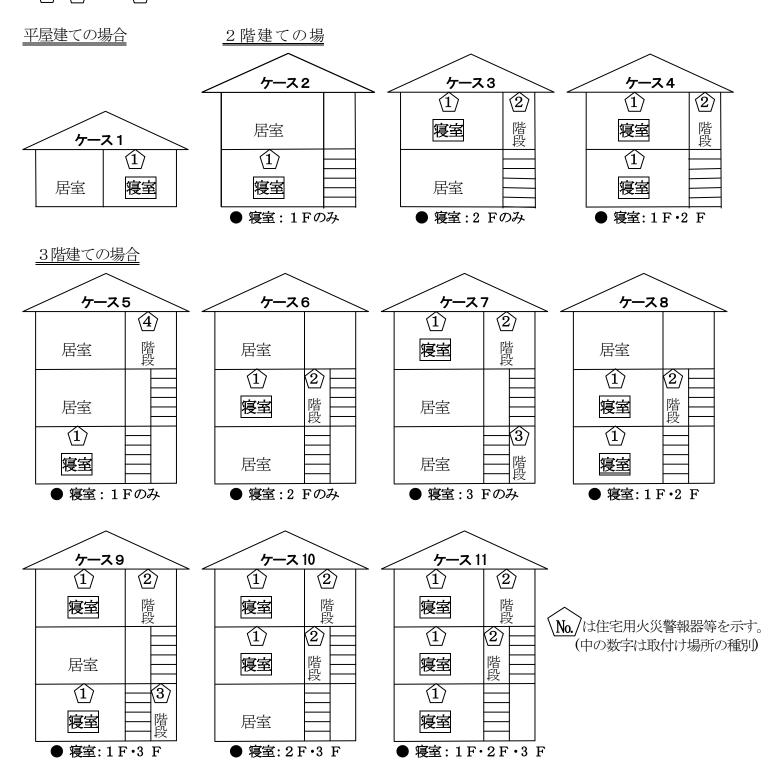
★ 取付け位置

- ① 天井に設置する場合 → 壁又ははりから0.6m以上離れた天井部分
- ② 壁に設置する場合 → 天井から下方0. 15m以上0. 5m以内の位置にある壁面部分
- ③ そ の 他 \rightarrow エアコンなどの空気の吹出し口から 1.5 m以上離れた位置

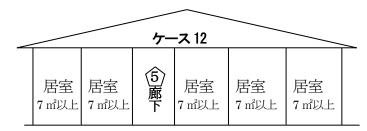


★ 取付け場所(下図参照)

- ① **寝室**として使用する部屋(ケース1~11)
- ② 寝室がある階から直下階に通ずる**階段**(屋外階段を除く。)(ケース3~4・6~11)
- ③ 寝室がある階から2階下の階の**階段**(寝室がある階の直下階の階段に住宅用火災警報器等が設置されている場合を除く。)(ケース7・9~11)
- ② 寝室がある階(避難階に限る。)から2以上上階に居室がある場合の**階段(ケース5)**
- (5) (1) から (4)までに該当しない階で、7 m 以上の居室が5以上ある場合の廊下(ケース12)



警報器を設置する必要がない階(寝室がない階)で7㎡以上の居室が5以上ある場合



※ 7 ㎡以上の居室とは、概ね4畳半以上となります。

- ※ 住警器には、煙を感知する「煙式」と、熱を感知する「熱式」がありますが、設置が義務付けられているのは、 「煙式」です。
- ※ 台所に設置する場合は、「熱式」をお勧めします。
- ※ 住警器を設置した場合の届け出義務や検査、及び設置しなかった場合の罰則などはありません。
- ※ ご自身やご家族の命を守るために、一日も早く設置しましょう。

問い合わせは・・・伊予消防等事務組合砥部消防署 962-2119 伊予消防等事務組合砥部消防署広田出張所 969-2121